

指定管理者の指定期間変更の 議案の概要

—令和6年3月定例会—

指定期間変更の議案の概要 目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第34号	盛岡市立山王老人福祉センター及び盛岡市立山王児童センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	1
議案第35号	石川啄木記念館の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	2

議案第34号

盛岡市立山王老人福祉センター及び盛岡市立山王児童センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名称 ア 盛岡市立山王老人福祉センター
 イ 盛岡市立山王児童センター
- (2) 位置 ア 盛岡市山王町10番25号
 イ 盛岡市山王町10番25号

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- (3) 所在地 盛岡市若園町2番2号

3 指定期間

- (1) 変更前 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 変更後 平成31年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市立山王老人福祉センター及び盛岡市立山王児童センターは令和7年度に移転、建設工事を実施する予定である。これに関わって、条例改正や仕様書の大幅な変更が必要であることから、それまでの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させ、移転に併せて新たに指定管理者を指定することが管理運営上効率的であるため。

議案第35号

石川啄木記念館の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 石川啄木記念館
- (2) 位 置 盛岡市渋民字渋民9番地

2 指定管理者

- (1) 団体名称 公益財団法人盛岡市文化振興事業団
- (2) 代表者名 理事長 三 浦 宏
- (3) 所在地 盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号

3 指定期間

- (1) 変更前 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 変更後 令和3年4月1日から令和7年1月9日まで

4 指定期間を変更する理由

石川啄木記念館は、石川啄木記念館・玉山歴史民俗資料館大規模改修及び増築工事を実施しており、供用開始までの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させ、供用開始に併せて新たに指定管理者を指定することが管理運営上効率的であるため。